

倉敷市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年9月11日(水) 午前9時54分から午前10時14分
- 2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室
- 3 出席委員 19人
会長代理 2番 野口 國治 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員	4番 矢野 秀典 委員	5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員	7番 安田 茂 委員	9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員	11番 古城 茂樹 委員	14番 藤原 安信 委員
15番 中川 逸実 委員	16番 藤田 壽則 委員	17番 山地 康弘 委員
18番 井上 保邦 委員	19番 香西 英雄 委員	20番 田中 博之 委員
21番 白神 正則 委員	23番 大村 孝志 委員	24番 小山 智子 委員

- 4 欠席委員 5人

3番 田邊 洋樹 委員	8番 吉田 幸夫 委員	12番 中西 公仁 委員
13番 難波 朋裕 委員	22番 栗坂 豪 委員	

- 5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

- 6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

議案第4号 「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見について

議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について

議案第6号 農地中間管理事業における借り手の農業経営面積要件について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次

事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 宮本 幸典

事務局主任 大橋 浩直 事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	(開会 午前9時54分) 皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から9月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、本日、吉田会長が都合により欠席ですので、野口会長代理に議長をお願いします。野口会長代理、議事進行をよろしくお願いします。
野口会長 代理(以下 「議長」)	ただ今から、令和6年9月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は19名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いします。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員 議長	【異議なしの声】 それでは、議席番号4番 矢野秀典委員と議席番号5番 三宅健二委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と矢野主事を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から3頁にかけて12件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、所有権移転が11件、使用貸借権設定が1件です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から12番について調査票をもとに説明】 まず1頁1番については、前月保留の案件です。9月開催の玉島地区協議会で改め

	て協議しましたが、申請地の状況について、未だ疑義が解消されていないため、継続して保留とのご意見でした。 その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。 このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、1番については保留、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、異議なく許可、とのことでした。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の12件ですが、1番については保留、その他の案件については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということですので、議案第1号の1番は保留、その他の11件については、許可と決定いたします。 続きまして、4頁をご覧ください。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて6件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第2号、調査票をもとに説明】 今回申請のありました6件について、まず、2番についてですが、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、一時転用が終了した後は、客観的に農地と言える状態に復元することを条件に許可とのことでした。また、4番についてですが、借受人が耕作地を適正に利用することを条件に許可とのことでした。 その他の4件につきましては、特に問題はございませんでした。 以上により、今回申請のありました6件について、いずれも許可意見とのことでした。また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり

	施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件について、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から6番について、許可と決定します。 続きまして、6頁をご覧ください。 議案第3号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農用地利用集積計画について」の説明】 藤田でございます。それではご説明させていただきます。 議案第3号の「農用地利用集積計画について」でございますが、6頁から8頁にかけて11件の計画が、農業委員会に提出されました。 利用権の権利の種類の内訳でございますが、賃貸借が5件、使用貸借が6件でございます。 また、利用期間につきましては、更新が3件、新規が8件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが3件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 議案第3号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、すべて承認が相当と判断いたします。 各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第3号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とのことですが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第3号は、全件承認といたします。

	続きまして、9頁をご覧ください。 議案第4号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。 【議案第4号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」】 中村です。説明させていただきます。 議案第4号「倉敷農業振興地域整備計画変更に係る意見について」でございますが、倉敷市長から農業委員会へ令和6年8月19日付（農第517号）で「倉敷農業振興地域整備計画」変更に係る意見を求められています。 市町村が農業振興地域整備計画を変更しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴かなければならないとされています。 今回の主な変更点は、分家住宅等用地に供するための農用地区域からの除外です。 まず、20ページの1. 農用地区域への編入ですが、農用地等保全の観点から、表の2件が編入対象となっております。 次に、農用地区域からの除外については、21ページ（2）の「農用地等以外の用途に供することを目的とする農用地区域からの除外」ということで、表の11件が該当します。 この11件については、担当委員さんに事前に確認していただきましたが、いずれも問題なしということで、農振除外が適当と思われます。 最後に22ページですが、農業振興地域整備計画の変更の問題がないということであれば、この意見書案のとおり回答いたします。 これについて、各地区協議会でご審議顶きましたが、この意見書案のとおり承認とのでした。 ご審議の程、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第4号につきましては、承認することに、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号については承認とします。 続きまして、24頁をご覧ください。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。 【議案第5号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」】
事務局	

	成田でございます。説明させていただきます。 議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」ですが、24頁に3件の申請がありました。 現地を確認したところ全てにおいて、水稻やレンコン、畑の作付けがされている状態であり、被相続人は生前農業経営を行っていたと判断されます。また、すべての申請農地は、農業委員会の農家台帳上、耕作権の設定はありません。 従いまして、いずれも相続人は相続税の申告期限までに相続により取得した農地で農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる者と判断可能であるため、特例の対象となる要件に該当するものとして、事務局では承認が相当と判断しました。 なお、本件については南、西の各地区協議会においてご審議いただき、異議なく承認をいただいております。 ご審議の程、よろしくお願いします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。 次に、25頁をお開きください。
	議案第6号「農地中間管理事業における借り手の農業経営の面積要件について」です。 事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第6号 農地中間管理事業における借り手の農業経営の面積要件についての説明】 藤田でございます。それではご説明いたします。 25頁をご覧ください。議案第6号「農地中間管理事業における借り手の農業経営の面積要件について」でございますが、倉敷市長（農林水産課）より「権利設定の始期が令和7年4月1日以降となる農地中間管理事業（農用地利用集積等促進計画による農地中間管理機構を通じた契約）における借り手の農業経営面積要件については、面積要件を定めないものとする」とについて、意見を求められています。 理由でございますが、農業者の減少・高齢化が加速化する中であっては、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、令和5年4月1日から農地法第3条第2項第5号の農地の権利

	取得に係る面積要件が廃止となっていること、また、農業経営基盤強化促進法の一部改正により新たに法定化された地域計画の策定・実行においても、認定農業者等の担い手に限らず、多様な経営体を、「農業を担う者」として確保することが必要であるとされていることなどから、本市においても、「農業を担う者」の確保は重要な課題であることから、以上の法改正の趣旨も踏まえ、権利設定の始期が令和7年4月1日以降となる農用地利用集積等促進計画による農地中間管理機構を通じた契約について、倉敷市独自の借り手の農業経営の面積要件は定めないことについて、26頁の意見案のとおり「意見なし」とすることが相当と考えております。 これについて、各地区協議会でご審議顶きましたが、この意見書案のとおり承認とのことでした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第6号につきましては、承認することに、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第6号について承認とします。 審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第4号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第4号について報告・説明】 宮本です。報告いたします。 27頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、27頁から36頁にかけて16件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に37頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、37頁に6件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に38頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、38頁から45頁にかけて38件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。

	次に４６頁をお開きください。 報告第４号「農地法第１８条の規定による通知について」でございますが４６に１件の通知が農業委員会に提出されました。 以上１号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、２号から４号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第１号から報告第４号については、すべて確認、承認いただきました。 以上で、すべての 議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
塩津副参事	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 （次回総会の日程案内など連絡） 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は１０月９日（水）です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 （閉会 午前１０時１４分）

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年9月11日

倉敷市農業委員会

会長代理

署名委員

署名委員